

## 随 意 契 約 理 由 書

工事名 : 堺泉北港 汐見沖地区 埠頭保安設備移設工事

埠頭保安設備は、堺泉北港及び阪南港の国際航海船舶が寄港する港湾施設15区域に設置した侵入検知設備や監視装置で構成された設備であります。

当該設備は、「海上における人命の安全のための条約（SOLAS条約）」及び「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保に関する法律（国際船舶・港湾保安法）」に基づき設置しており、確実に作動させる必要があります。

夕風1号岸壁については、岸壁の一部を改修し、当初より大型の船舶が着岸可能となったことに伴い、ゲートから搬出入するトレーラーの動線と、着岸している自動車運搬船への積み込みを行う作業動線が錯綜し、大変危険な状態となっています。また、利用者からも安全性確保の要望が強く寄せられていることから、今般、荷役の安全性を確保するために、進入ゲートの移設等を行うものです。

本工事は侵入ゲート及びフェンスの移設に伴うセンサー等の移設及びシステムのソフト改造を行うものでありますが、当該設備は、夕風埠頭保安エリアにおける侵入検知設備（センサー）、監視装置システムについて製作会社が独自に開発設計した技術等を用いて構築されており、いわゆる汎用のシステムではなく、当該保安エリア用に設計、製作されたものであることから、本工事を施工し、システムを試験調整するには、当該設備のシステム・機器等の特殊な構造や制御回路を熟知しており、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要であります。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計、製作、据付を行った松下電器産業株式会社から事業継承したパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社関西社以外にないことから、同社より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社関西社でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。